

(注1)「児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件」とは、下記の要件のことを指します。

① 支給開始月の初日から起算して5年

または

② 手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年

のうちいずれか早い方を経過したとき

※ ただし、手当の認定請求(額改定請求を含む。)をした日において3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときとします。

(注2)「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」に添付する関係書類とは、以下の①、②、③、④のいずれかを指します。

① あなたが就業している、又は、求職活動等の自立を図るための活動をしている場合は次のいずれかの書類

○ 雇用されている場合は、雇用者の情報が確認できる次のもの

・雇用証明書 ・賃金支払明細書の写し

・勤務先等から交付された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の写し(健康保険証は有効期限が過ぎているため不可)

・マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」を印刷したものまたはマイナ保険証(窓口申請のみ) 等

○ 自営業に従事している場合は、自営業従事申告書等

○ 求職活動等を行っている場合は、

・求職活動等申告書及び申告内容に関する証明書

・雇用保険法に規定する求職者給付(傷病手当を除く)を受給している場合は、受給資格者証の写し 等

○ 公共職業訓練を受けている場合は、職業安定所による受講指示書の写し等

○ 職業能力の開発及び向上のため専修学校その他養成機関に在学している場合は、在学証明書等

② あなたが身体上又は精神上の障害を有している場合は次のいずれかの書類

○ 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当することが確認できる書類

○ 身体障害者手帳1級、2級、3級のいずれかの写し

○ 療育手帳(A)の写し

○ 精神障害者手帳1級、2級のいずれかの写し

※ 上記書類について、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は省略することができます。

○ 児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態(下記(参考)を参照)に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真

※ 障害状態に関する診断書及びエックス線直接撮影写真は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は、省略することができます。

③ あなたが疾病、負傷又は要介護状態等により就業することが困難な場合は次のいずれかの書類

○ 特定疾患医療受給者証の写し

○ 特定医療費(指定難病)受給者証の写し

○ 特定疾病療養受療証の写し

○ 相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書

※ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらって下さい。

※ かかりつけ医がいない場合は、市町村の窓口にご相談の上、必要に応じ、保健所等の公的な相談窓口にご相談して下さい。

○ その他、疾病、負傷又は要介護状態等により就業が困難であることを明らかにできる書類

④ あなたが監護する児童又はあなたの親族が障害、疾病、負傷、又は要介護状態等にあることにより、あなたがこれらの方の介護を行う必要があり、就労が困難である場合は、児童や親族が障害、疾病、負傷、又は要介護状態等にあることを確認できる次のいずれかの書類に加えて、あなたが介護を行わなければならない事情を明らかにできる書類(民生委員の証明など)

○ 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当することが確認できる書類

○ 身体障害者手帳1級、2級、3級のいずれかの写し

○ 療育手帳(A)の写し

○ 精神障害者手帳1級、2級のいずれかの写し

※ 上記書類について、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は省略することができます。

○ 児童扶養手当法施行令別表1に定める障害状態に関する医師の診断書及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真

※ 障害状態に関する診断書及びエックス線直接撮影写真は、手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は、省略することができます。

○ 特定疾患医療受給者証の写し

○ 特定医療費(指定難病)受給者証の写し

○ 特定疾病療養受療証の写し

○ 相当期間、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書

※ 診断書は、かかりつけ医に作成してもらって下さい。

※ かかりつけ医がいない場合は、市町村の窓口にご相談の上、必要に応じ、保健所等の公的な相談窓口にご相談して下さい。

○ 親族が要介護状態にあることを明らかにできる書類

○ 児童又は親族が障害、疾病、負傷、又は要介護状態等に類する状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類

(注3)上記(注2)に掲げる関係書類については、令和8年6月から令和8年8月末日までの間のいずれかの時点におけるあなたの状況が明らかとなるものを添付して下さい。

(参考)児童扶養手当法施行令別表第1

一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの

二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの

三 平衡機能に著しい障害を有するもの

四 そしやくの機能を欠くもの

五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの

九 一上肢のすべての指を欠くもの

十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

十一 両下肢のすべての指を欠くもの

十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの

十三 一下肢を足関節以上で欠くもの

十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十七 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考)視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。